

# 年金の悩みQ & A (2)

自営業がある場合は夫の被扶養者とは認められないでの、その場合は第1号被保険者として自分で保険料を納めなければなりません。

## 第3号被保険者の届け出が必要です

### 結婚して夫の扶養に、手続きは?

**Q** 私は、国民年金保険料を自分で支払ってきましたが、この度会社員の夫と結婚をし、夫の扶養になりました。この場合、どのような手続きをすればよいのでしょうか?

**A** 第3号被保険者の届け出が必要です。

厚生年金保険や共済組合に入している夫と結婚して被扶養者となつた場合、妻は第3号被保険者となり、そのためには市役所に届け出が必要です。

市役所に用意してある第3号被保険者該当届書に必要事項を記入して提出してください。

この届け出をしないと第3号被保険者とはならず、年金を受けるための資格を満たせなくなったり、年金額が少くなってしまいます。また場合もありますので、速やかに年金手帳と健康保険証を添付して届け出をしてください。

なお、第3号被保険者となる妻は、夫の健康保険や共済組合の被扶養者として認定されいることが必要です。妻自身が被保険者とはならず、年金を受け取るために夫の扶養を受けるための扶養を満たせなかつたり、年金額が少くなつてしまふ場合もありますので、速やかに年金手帳と健康保険証を添付して届け出をしてください。

海老名市高齢者生きいき人材登録者による講習会で、定員・午前組(10時~正午)16人・午後組(1時~3時)16人です。

9月6日~10月25日毎週水曜日、えびな市民活動サポートセンター(さつき町39番地の1)で、①パソコン通信の初歩の初歩から、通信が出来るまで②インターネット通信(ホームページの作り方他)、受講諸費用あり、申し込みは8月16日(水)より電話で折井(☎233-0041)まで※申し込みが定員になり次第受付が打ち切りとなります。

◎海老名駅前商栄会第21回おしほり通り祭り開催

今日は海老名商工会議所婦人部の方々の参加の「よさこいE B I N A」や琉球國祭り太鼓、生ビールの早飲み大会、大抽選会など、ふるってご参加ください。

8月9日(水)午後4時~10時(雨天決行)、ザ・ウイングス駐車場で連絡先 加藤(☎232-0222)。

### 募集

◎気功サークル(ラベンダー)会員——ストレッチと気功を通じて、体をリラックスさせませんか。どなたでも大歓迎 月3回水曜日、午前10時~11時45分、青少年会館などで、会費あり 連絡先 山足(☎231-6763)。

◎かなペン習字OB会会員 初心者歓迎、毎月第1・3金曜日午前10時~正午、中央公民館で、会費あり 連絡先 村

# 年金の悩みQ & A (2)

毎年8月15日は「戦没者を追悼し、平和を祈念する日」として、全国戦没者追悼式が行われます。これに合わせて、正午から1分間の黙とうが行われます。

また、広島市では8月6日午前8時15分から、長崎市では8月9日午前11時2分から、それぞれ原爆死没者の慰靈と平和祈念のため、1分間の黙とうを捧げることにしています。

みなさんのご賛同をお願いします。

## ●8月15日に黙とうを捧げましょう

毎年8月15日は「戦没者を追悼し、平和を祈念する日」として、全国戦没者追悼式が行われます。これに合わせて、正午から1分間の黙とうが行われます。

また、広島市では8月6日午前8時15分から、長崎市では8月9日午前11時2分から、それぞれ原爆死没者の慰靈と平和祈念のため、1分間の黙とうが行われます。

毎年8月15日は「戦没者を追悼し、平和を祈念する日」として、全国戦没者追悼式が行われます。これに合わせて、正午から1分間の黙とうが行われます。

また、広島市では8月6日午前8時15分から、長崎市では8月9日午前11時2分から、それぞれ原爆死没者の慰靈と平和祈念のため、1分間の黙とうが